

令和4年度 し尿受入施設公害防止協議会 次第

日 時 令和4年7月7日（木） 午後2時から
会 場 国府川浄化センター管理機械棟2階会議室

1 開会

2 議題

(1) 放流水水質及び敷地境界臭気の測定結果について

(2) し尿受入施設搬入状況について

(3) その他

3 閉会

国府川への【放流水】分析結果

○放流水の採取については、国府川浄化センターの塩素混和池で採取
 分析機関：一般財団法人新潟県環境分析センター（上下水道課の委託業者）

【放流水】国府川浄化センター

検査項目	単位	令和2年度	令和3年度	基準値	測定回数
水素イオン濃度pH		7.2～7.7	7.1～7.7	5.8～8.6	月2回
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.5未満～8.5	2.0～7.2	15以下	月2回
浮遊物質	mg/l	1未満～3	1未満～5	40以下	月2回
n-ヘキサン抽出物質含有量 (ノルマルヘキサン)	mg/l	1未満～2未満	1未満～2未満	(鉱油類) 5以下 (動植物) 30以下	月2回
大腸菌群数	個/1ml	64～720	23～900	3,000以下	月2回
窒素含有量	mg/l	33～57	33～43	120以下	月2回
リン含有量	mg/l	0.29～1.5	0.33～2.1	16以下	月2回
フェノール類含有量	mg/l	0.5未満	0.5未満	5以下	年2回
銅含有量	mg/l	0.3未満	0.3未満	3以下	年2回
亜鉛含有量	mg/l	0.2未満	0.2未満	2以下	年2回
溶解性鉄含有量	mg/l	1未満	1未満	10以下	年2回
溶解性マンガン含有量	mg/l	1未満	1未満	10以下	年2回
クロム含有量	mg/l	0.2未満	0.2未満	2以下	年2回
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.1以下	年2回
シアン化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	1以下	年2回
有機リン化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	1以下	年2回
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1以下	年2回
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.5以下	年2回
ひ素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1以下	年2回
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	年2回
アルキル水銀化合物	mg/l	検出しない	検出しない	検出されないこと	年2回
ポリ塩化ビフェニール（PCB）	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下	年2回
トリクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.3以下	年2回
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1以下	年2回
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.2以下	年2回
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下	年2回
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.04以下	年2回
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1未満	0.1未満	1以下	年2回
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.4以下	年2回
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3未満	0.3未満	3以下	年2回
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.06以下	年2回
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下	年2回
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.06以下	年2回
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.03以下	年2回
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.2以下	年2回
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1以下	年2回
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1以下	年2回
ほう素及びその化合物	mg/l	1.0未満	1.0未満	10以下	年2回
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8未満	0.8未満	8以下	年2回
1,4-ジオキサソ	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.5以下	年2回
アンモニア性窒素	mg/l	29	25	アンモニア性窒素に0.4を 乗じたもの+亜硝酸性窒素 +硝酸性の合計量が 100mg/L以下	年2回
亜硝酸性窒素	mg/l	0.2～0.8	0.4～1.7		年2回
硝酸性窒素	mg/l	0.3～1.0	0.1～1.0		年2回

※ 未満:基準値の1/10の精度で測定し、その数値が1/10を下回るものは未満表示としている。

国府川浄化センター敷地境界臭気の測定結果

【臭気】国府川浄化センター敷地境界

項目	R2測定結果	R3測定結果	基準値（準用）	単位	測定回数
臭気指数	10未満	10未満	13	—	年1回

※ 規制区域外であるが、悪臭防止法による第3種区域の規制基準を準用する。

※ 臭気測定は、生活環境課の委託業者である新潟県環境衛生研究所が測定したもの。



令和3年8月12日

佐渡市長

様

計量証明事業新潟県知事登録 第環 45号
 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所
 先端技術センター
 新潟県新潟市西蒲区南谷内 373番地1
 TEL:0256-91-4114 FAX:0256-91-4118



測定結果証明書

検査責任者 小柳 信宏



令和3年8月3日 ご依頼の検体について、
 以下のとおり証明致します。

臭気判定士 久保 拓也



検査種別	環境大気
採取場所	佐渡市八幡1931番地1付近
施設名	し尿受入施設
検体名	国府川浄化センター敷地境界
採取年月日	令和3年8月3日
採取時間	11時21分
試料採取者	検査機関
天候	晴れ
気温(湿度)	33.8℃ (61%)
風向(風速)	南西 (0.5~1.3m/s)

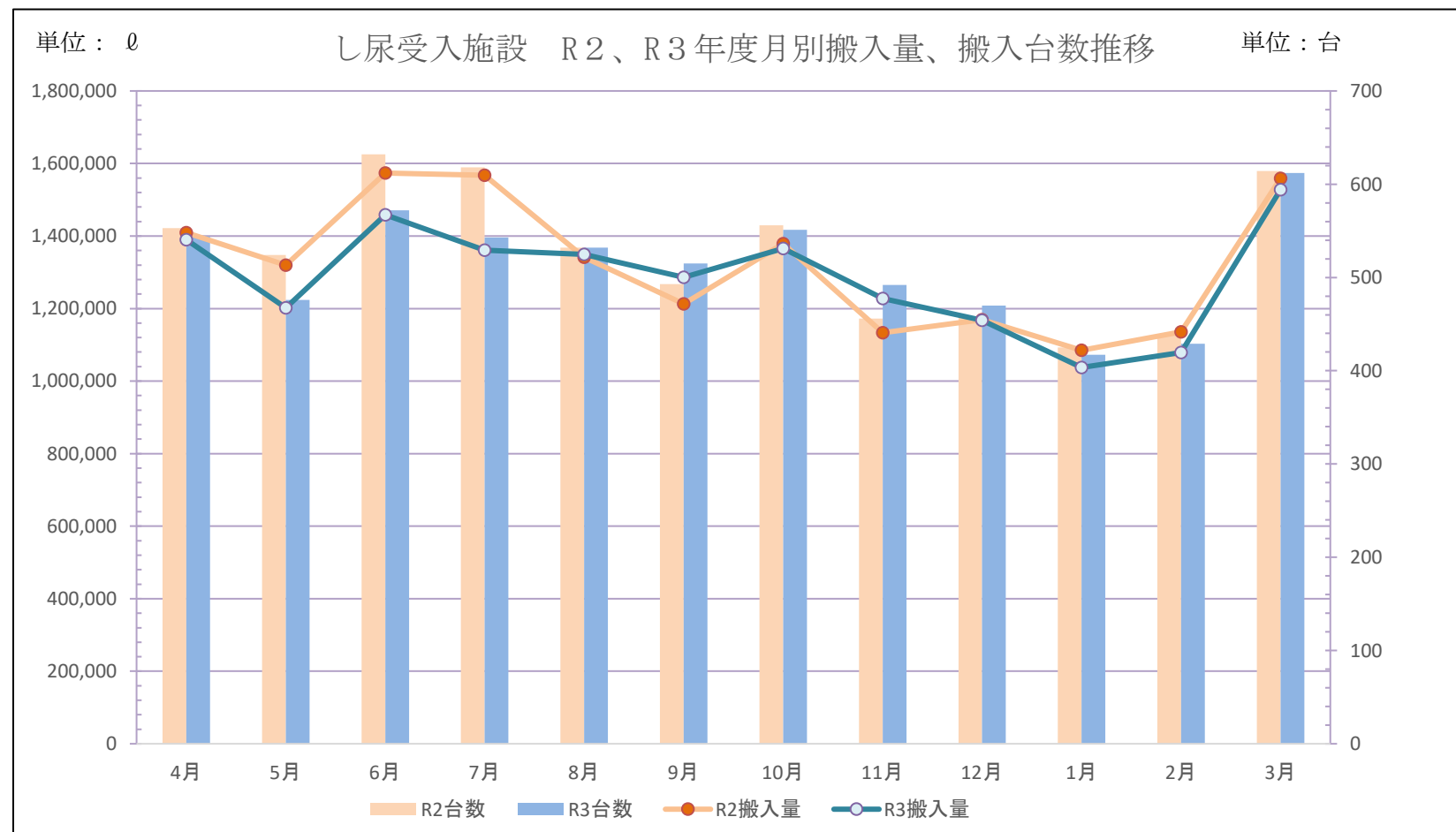
	単位	測定結果	測定方法
臭気指数	-	10未満	環境庁告示第63号(平成7年9月)

備考
 業務名：し尿受入施設検査分析業務委託

令和3年度 し尿受入施設 業者別搬入台数及び搬入量一覧表

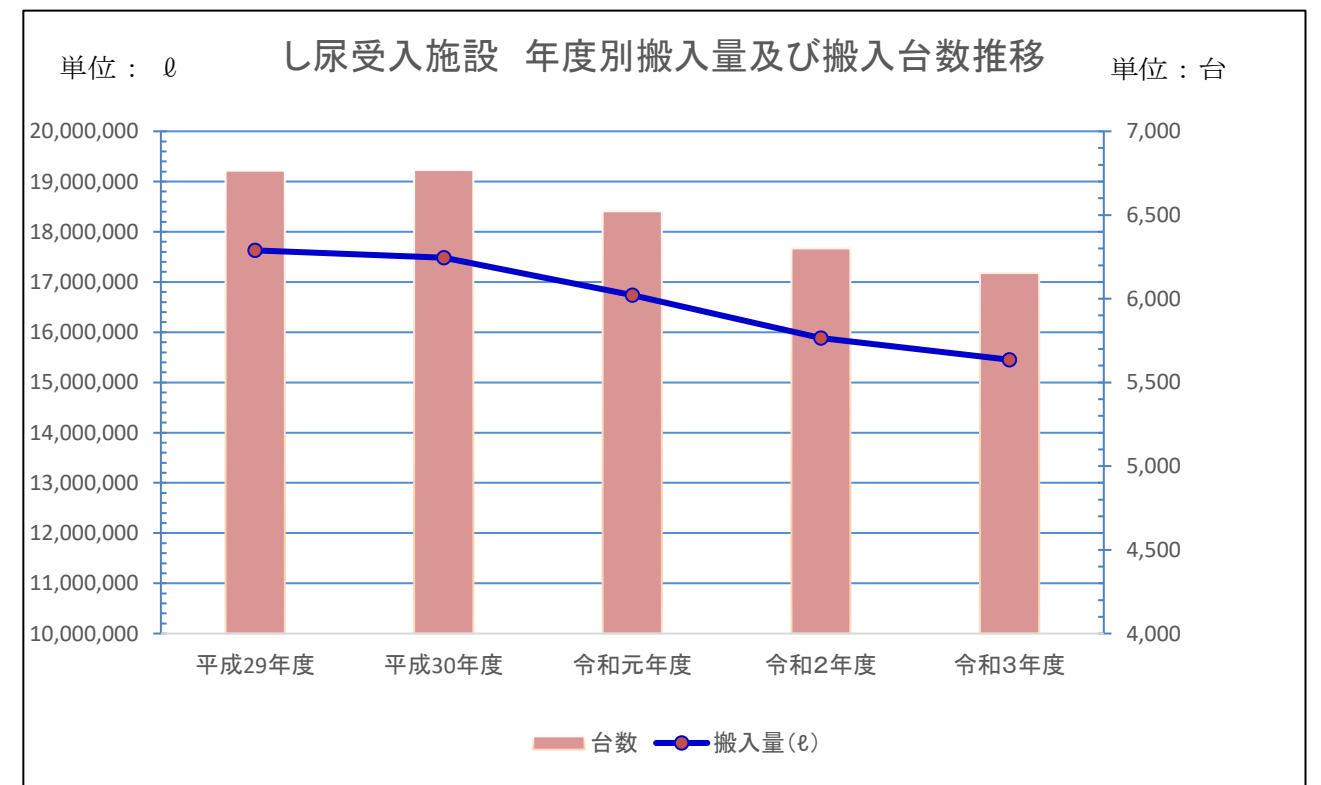
(単位) 台数：台、搬入量：ℓ

月	令和2年度合計		令和3年度合計		アイマーク環境		池田興業		佐和田清掃		佐渡清掃		親和興業		国仲環境		小木衛生社		小木清掃		佐渡環境衛生サービス	
	R2台数	R2搬入量	R3台数	R3搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量
4月	553	1,409,500	544	1,389,590	169	445,980	52	161,740	59	141,140	58	135,720	26	70,060	103	220,460	23	58,730	10	30,430	44	125,330
5月	524	1,319,390	476	1,202,030	133	355,540	44	137,300	71	159,160	39	93,990	25	67,820	93	196,050	19	44,790	9	27,040	43	120,340
6月	632	1,573,640	572	1,458,200	168	445,210	60	182,130	85	210,850	84	201,180	26	69,660	103	225,550	11	28,320	7	20,910	28	74,390
7月	618	1,567,900	543	1,360,990	163	444,860	62	193,800	57	131,180	72	169,980	29	76,930	94	190,060	16	10,270	6	17,700	44	126,210
8月	532	1,341,720	532	1,349,640	175	481,740	58	162,390	57	133,250	53	127,770	30	76,270	105	218,630	9	24,350	11	32,900	34	92,340
9月	493	1,212,910	515	1,285,850	146	383,260	54	147,100	69	159,160	62	153,380	28	71,720	90	189,570	23	64,160	5	14,950	38	102,550
10月	556	1,378,620	551	1,365,660	157	414,460	56	155,780	61	141,160	78	180,190	30	78,050	95	197,910	14	37,090	12	35,850	48	125,170
11月	456	1,133,550	492	1,227,980	147	382,660	32	85,960	54	124,350	73	174,260	28	73,360	90	192,390	14	40,360	11	32,820	43	121,820
12月	458	1,169,430	470	1,167,400	148	369,280	59	162,900	36	86,940	55	130,080	28	70,800	89	193,180	9	22,370	7	21,080	39	110,770
1月	425	1,084,950	417	1,037,590	127	325,680	53	164,630	39	87,720	42	98,380	26	64,730	80	164,290	15	41,020	4	11,990	31	79,150
2月	439	1,135,360	429	1,079,090	137	341,160	52	166,050	46	104,330	41	94,330	23	62,600	79	169,410	15	40,770	6	18,070	30	82,370
3月	614	1,558,830	612	1,527,800	183	448,050	64	178,330	72	158,690	73	169,460	27	68,980	113	274,460	21	58,300	9	27,410	50	144,120
合計	6,300	15,885,800	6,153	15,451,820	1,853	4,837,880	646	1,898,110	706	1,637,930	730	1,728,720	326	850,980	1,134	2,431,960	189	470,530	97	291,150	472	1,304,560



し尿受入施設 H29～R3年度別搬入量及び台数推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
台数	6,766	6,769	6,522	6,300	6,153
搬入量(ℓ)	17,629,570	17,485,156	16,734,950	15,885,800	15,451,820



○佐渡市し尿受入施設公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第91号

改正 平成29年3月31日告示第142号

令和4年3月30日告示第124号

(趣旨)

第1条 この告示は、し尿受入施設に関する公害を防止するため、佐渡市し尿受入施設に関する公害防止協定書(平成25年3月7日締結。以下「協定書」という。)第9条の規定に基づき、佐渡市し尿受入施設公害防止協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 八幡地区自治会から選出された者 6人以内
- (2) 生活環境課長
- (3) 佐和田行政サービスセンター長
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市の職員 3人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(令4告示124・一部改正)

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、生活環境課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指

名する参加者が座長を務めるものとする。

(令4告示124・一部改正)

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね3年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第124号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。